

令和7年度自動点呼機器導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 栃木県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の定めた自動点呼機器導入促進助成金交付要綱に基づき、一般社団法人 栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）が行う、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼機器及びシステム等（以下「自動点呼機器」）を導入する会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象機器等)

第2条 助成対象とする自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けたものとする。

(助成対象者)

第3条 助成の対象は、機器の導入を行った栃ト協会員事業者で、中小企業者を対象とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社

- 2 会員事業者（以下「事業者」という。）は、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している事業者を言う。但し、新規加入した事業者については、入会后導入したものを対象とする。
- 3 栃ト協会費等の未納がある事業者は、その限りではない。

(助成交付額)

第4条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに導入した第2条に定める機器等に対して、以下に定める額を交付する。

① 自動点呼機器の導入費用に対し、1台あたりの上限12万円とする。
但し、3月中に導入したものについては、1台あたりの上限2万円とする。また、栃木県トラック協会の予算に達した場合には、全ト協助成分の上限10万円を助成額とする。

② 申請台数は、1事業者あたり上限1台分とする。但し、栃木県内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は、上限2台分とする。

※導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用及び契約期間中のサービス利用料を含めることができる。

なお、消費税は導入費用には含まない。

(対象期間)

第5条 令和7年3月1日(土)から令和8年2月28日(土)までに機器を導入（契約もしくはサービスの利用を開始）したものを対象とする。

- 2 期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了する。

(助成金の請求手続き)

第6条 助成金の交付を請求する会員事業者は、別添「令和7年度点呼支援機器等導入促進助成金交付請求書」により、次の書類を添付し、栃ト協会長に対して請求をするものとする。

- ① 取扱店に支払った導入費用の領収証等（写）
- ② 契約書またはサービス利用申込書（写）（表紙のみ、利用規約以降は省略可）
- ③ 管理NOが記載された書類（写）※②に記載されている場合は不要
- ④ 直近の事業報告書（写）
- ⑤ 国交省に届出した書類（自動点呼の実施にかかる届出書）（写）
- ⑥ Gマーク認定事業所は、Gマーク認定証（写）

(助成金交付)

第7条 栃ト協は、前条の交付請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、申請事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他栃ト協が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分制限)

第9条 事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して1年を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、栃ト協が別にこれを定める。

(報告)

第11条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告をもとめることができる。

(免責)

第12条 本助成対象機器の使用により生じた被害や利用者同士の紛争等に対し、栃ト協は一切関与をしない。

(附則)

1. 本要綱は令和7年4月1日より適用する。